

平成22年 3月31日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007～2009

課題番号：19720210

研究課題名 (和文) 律令国家形成過程における外交権に関する考古学的研究

研究課題名 (英文) Archeological study about the diplomatic power in the formative period for a nation based on the Ritsuryo legal codes

研究代表者

重見 泰 (SHIGEMI YASUSHI)

奈良県立橿原考古学研究所・総務企画部・技師

研究者番号：70443570

研究成果の概要 (和文)：新羅との外交・交渉で齎された土器は、7世紀初頭から飛鳥・藤原地域に集中し始め、7世紀後半にはこの地域に集約する。その後、交易目的の往来が主体となるまで宮都を中心に分布が移動する。これは、推古朝の中国的な外交儀礼の導入と、天武朝における政治的戦略による外交権の掌握が反映したものであり、外交権が皇権に一元化され、諸権力が宮都に集約していくことを示す。天武朝に始まった国家建設が平城京に至って完成していく過程を知ることができる。

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1600000	0	1600000
2008年度	1200000	360000	1560000
2009年度	500000	150000	650000
年度			
年度			
総計	3300000	510000	3810000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・考古学

キーワード：新羅の土器

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本に搬入された新羅の土器は、日本と新羅との外交・交渉を示す遺物である。新羅との国交が断絶した時期には新羅の土器は齎されておらず、外交関係を考古学的に示している。

(2) 7世紀になると政治的中心地である飛

鳥・藤原地域に集中し始めることから、中央勢力との繋がりが強い。

(3) 日本から出土する新羅の土器の搬入時期の特定とその分布傾向を検討することで、国家形成に重要な外交権の掌握過程や国内的な政治関係の変化を解明することが可能となる。

2. 研究の目的

(1) 日本出土の新羅の土器に関して、出土地、器形、寸法、文様などの基礎データを収集し、空間的・時間的な変化を分析する。

(2) 搬入地の性格を検討し、搬入経緯や背景を明らかにする。

(3) 搬入品に地域性があるかどうかを分析し、搬入経路の具体像を解明する。

(4) これらを総合して、外交権を中心とした律令国家形成期の特質を考古学的に解明する。

3. 研究の方法

(1) 日本出土資料を精査し、リストを作成する。これに基づいて所蔵機関に赴き、形態、文様、胎土、焼成具合などに関して実測図の作成、写真撮影、拓本の採取などの考古学調査を行ない基礎的データを蓄積する。

(2) これと併行して、韓国での資料調査を実施し、新羅の土器の組成や地域色的を絞って基礎的データを収集する。

(3) これらのデータを総合的にまとめる。

4. 研究成果

(1) 日本出土資料に関する基礎データの蓄積である。分布は山形県から宮崎県までまとめられ、点数は調査前に把握していた約 230 点の倍近い、約 410 点を確認した。

(2) 分布の集中する搬入地の特定と搬入背景についての全国的検討。

①全国的にみて分布の集中する地域は、北部九州、畿内、関東の3地域である。搬入時期に注目すると、6世紀代が北部九州、7～8世紀が畿内、8世紀が関東であり、8世紀後半以降、再び北部九州に分布が集中する。

②新羅の土器は5世紀代から9世紀頃までみられたが、分布状況や搬入量は一定ではなく、その中でも最も変化の大きな時期は7世紀の前後である。すなわち、新羅の土器は7世紀を境として、出土量が増加し、分布中心地が北部九州から畿内へと移り、器形は多様であったものが壺A(長頸壺)主体となるなど、大きく変化することが明らかとなった。

(3) 地域ごとの搬入背景の検討。

①畿内には6世紀末頃から集中し始め、当初の主な搬入地は難波地域である。難波地域は難波津、難波大郡、難波館といった、国際的港湾や外交用施設の推定地にあたり、後の難波宮造営地を中心とする場所でもある。従来、難波地域から出土する舶載品は、こういった

難波地域の特殊な地域性から理解されており、特に、外交使節の往来との関係が窺われる新羅の土器に関してはその傾向が強い。

しかし、難波地域から出土するのは7世紀前葉までのものが大半であり、それ以降はほとんど出土しない。難波津や難波大郡、難波館の存在が新羅の土器の出土と関連するのであれば、外交使節の往来があり、それらの施設が存在している限り継続して土器が出土するはずだが、そうではない。難波に新羅の土器が留まったのは、外交用施設の存在とその利用というだけではなく、それらの文物を受け取るべき人物や施設がその一帯に存在したからだと考えられる。

②7世紀初頭に搬入された千葉県富津市野々間古墳出土の緑釉陶器の壺Aは、緑釉陶器が政治的中心地から出土する傾向が強く、当該期には新羅の土器の搬入目的が畿内を中心に集約されることを勘案すると、畿内中心勢力を介して当地域に搬入された可能性が高い。当該期、最も勢力を誇ったのは蘇我氏だが、文様の類似する緑釉陶器の壺Aが蘇我蝦夷と関連の深い豊浦寺からも出土しており、さらに、野々間古墳出土例よりも一回り大きいことは示唆的である。

③栃木県では7世紀後半～8世紀代の土器が多く搬入されている。これらは、胎土や色調、焼成などが多様であり、複数の生産地を想定すべきである。現在まで、新羅の土器を生産した窯跡が発見されていないことや、その普及率などを勘案すると、新羅から齎された可能性が高い。甌まで搬入していることから、新羅人が日本で居住していた可能性が高い。

一方、千葉縣市川市から出土した甕類や杯類は日本産という胎土分析の結果が出ている。しかし、器形や成形技法は新羅の土器の中でも粗製土器の特徴をよく示しており、胎土や色調に関しても、新羅の土器と類似するものが多い。新羅産の可能性は否定できないが、いずれも新羅の土器の製作に長けた人物の製品であることは確かであり、日本産であったとしても、製作者は渡来第一世代だと考えられる。搬入品か日本産かの判断は難しいが、粗製土器である甕類が、本来、煮炊具であることを勘案すると、わざわざそれだけを新羅から持ち込んだと考えるよりも、日本で生産されたものとするほうが妥当である。

④栃木県の出土土器は器形が多様で甌もある。これらを持参した渡来人は、新羅を離れる段階である程度の生活用品を準備していたものと推察され、日本で生活することが前提の出国であった可能性が高い。栃木県出土例は、外交使節との関係が濃厚な大和出土例が典型的な新羅の土器であり、それらが貯蔵形態を主体とすることは明らかに異なる。栃木資料が示す渡来人像は、新羅中心地から公式に派遣された一過性の外交使節とは対

照的に、新羅中心地から離れた場所に居住した人々であり、日本での生活を前提に渡来してきた人々である。この様相は、天平宝字三年(759)九月四日、大宰府に命じた勅に「頃年、新羅、帰化きて舳・艦絶えず。賦役の苦を規避して、遠く墳墓の郷を弃つ。」(『続日本紀』卷二十二)とあるのを想起させる。三国統一後の国内整備事業に伴う重い負担が、戦勝国である新羅から日本への移住を多く引き起こした一因だと考えられる。

(4) 搬入土器の故地についての検討。

畿内出土例では、典型的な新羅の土器の特徴(慶州周辺)を備えたものが大半であるのに対し、栃木県出土例はやや趣が異なる。慶州周辺で出土する当該期の甑は、瓦質で光沢のある暗灰色を呈し、蒸気孔は1~2cmの小円形か、長さ3cmほどの細長い楕円形からなるものが一般的である。これに対し、西下谷田遺跡の甑は陶質で、蒸気孔は三角形である。三角形の蒸気孔は旧百済領に多くみられる特徴だが、全体的な形態や技法などは新羅のものであり、元来、新羅の領域であった場所で生産された可能性が高い。類例として、慶州市から北西に直線距離約30km、慶尚北道慶山市瓦村面に所在する東江里遺跡出土例が挙げられる。体部に沈線がなく底部外面に叩き痕跡が残っているなど、西下谷田遺跡と異なる点もあるが、蒸気孔の形態とともに全体的な形態や焼成、色調などは類似する。慶州に近い地域でも、蒸気孔の形態が百済の甑と共通するものが生産、使用されているのであり、成形技法や全体的な形態の類似性、さらに、西下谷田遺跡から出土する他の壺や椀などの特徴を勘案すると、西下谷田遺跡出土の甑は、やはり、従来の新羅領内で生産され、使用されたものが持ち込まれた可能性が高い。

(5) 新羅の土器と外交権に関する検討。

①7世紀初頭頃、搬入対象地は難波から大和へ、特に、飛鳥周辺でも雷丘一帯へ移る。飛鳥周辺でも雷丘を中心に径800mほどの範囲に分布が集中しており、この地域に舶載品が集約される環境があったことが窺える。そして、その対象者の多くが政治的権力者であったことは、緑釉陶器の搬入時期と出土地との関係から窺い知ることができる。すなわち、斑鳩出土例が厩戸皇子と、豊浦寺出土例が蘇我蝦夷と結びつくからであり、特に、雷丘一帯には、大王宮や蘇我氏の邸宅など、皇族や蘇我氏と関連する施設が存在した可能性が高い。代表的な遺跡が石神遺跡であり、推古朝小墾田宮が近隣に存在した可能性は高い。②推古十六年に来朝した隋使裴世清以降、外交で倭国王のいる宮室の中に外国使節を招き、その場で国書や信物の受納や饗宴が行わ

れるようになる。このことが搬入地を飛鳥へ移すことになった要因だと考える。しかし、新羅の土器を見る限り、7世紀中頃までは摂津国や河内国へも搬入されるなど、王権のもとにすべての舶載品が集中する状況にはなく、王権のもとに外交権は確立されていない。

この状況が一変するのは天武朝であり、この時期、畿内に齎されたほぼすべての新羅の土器が、飛鳥、藤原地域へと搬入されるようになる。このことは、この一帯に天武朝以前から宮殿が造営されていることを勘案すると、大王や宮殿の存在が新羅の土器の搬入地を決定したのではないことを示す。すなわち、天武朝には政治的な意図をもって外交権の掌握が図られた可能性が高い。天武朝には持統朝以降に成立する飛鳥浄御原令や藤原京の原型が既に模索されており、平城京で完成をみる律令国家の建設が開始された時期である。外交権の掌握は、その一環として進められたのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計◇件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

重見 泰 (SHIGEMI YASUSHI)

研究者番号 : 70443570

(2) 研究分担者

()

研究者番号 :

(3) 連携研究者

()

研究者番号 :